

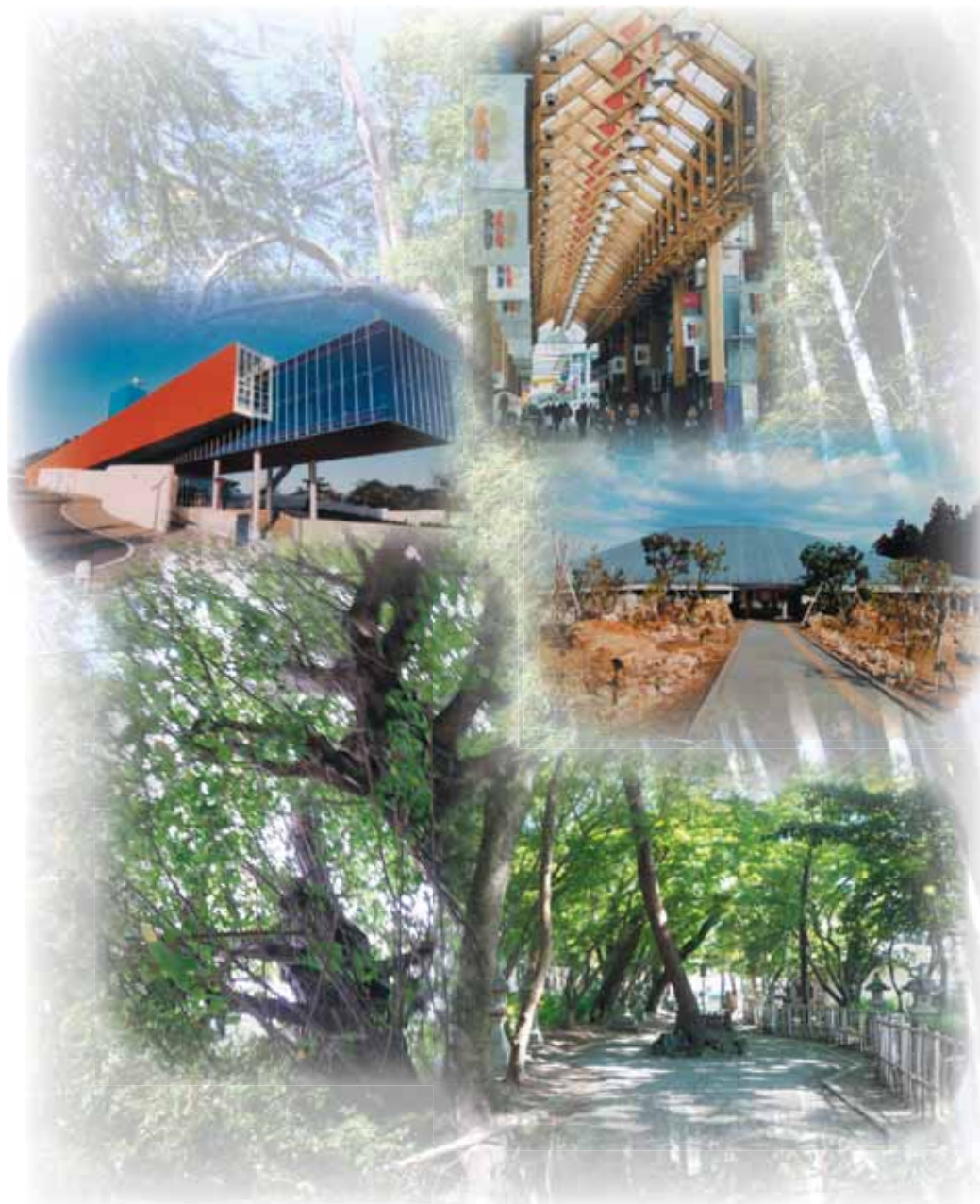


第 7 章 景觀重要建造物・景觀重要樹木

7.1 景観重要建造物・景観重要樹木指定の目的

それぞれの地域の個性を活かした魅力的な景観形成をすすめるためには、その地域に点在する景観資源の保全と積極的な活用が重要です。

このため、高知市内の建築物・工作物等（以下「建造物」）、樹木のうち、良好な景観形成に重要な役割を担うものを景観重要建造物及び景観重要樹木に指定します。これにより、地域の景観資源を核とした良好な景観形成に積極的に取り組みます。



高知市では、建築物、まちなみ、みどりや水辺などの自然環境と歴史、文化、優しさ、親しみなどの快適さを地域に調和させ、美しく親しまれる都市景観、個性的で魅力ある都市空間を「都市美」と定義し、それを創造し、再生し、守っていきたいと考え、「高知市都市美デザイン賞」を行ってきました。これまで、景観的に優れた建築物や工作物などについて70以上の作品が受賞しています。

また、樹木については、「みどりの環境の保全と創出に関する条例」や「鏡川清流保全条例」、「里山保全条例」などにより、美観風致又は良好な環境の確保、自然環境の確保などを目的として、樹木や樹林を保存・保全する取り組みを行ってきました。これまで、樹木70本以上、樹林等30箇所以上を指定しています。

7.2 景観重要建造物の指定方針・基準

高知市内の建築物・工作物等（以下「建造物」）のうち、良好な景観形成に重要な役割を担うものを景観重要建造物に指定し、地域の景観資源を核とした良好な景観形成に積極的に取り組みます。

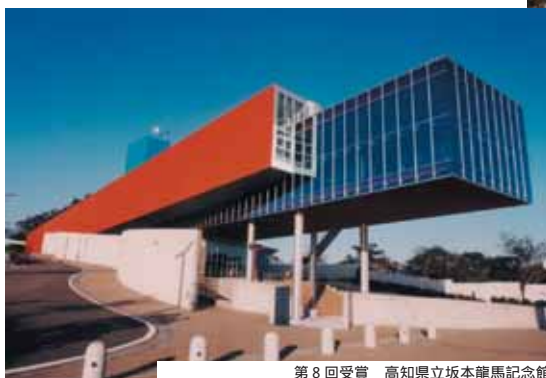
景観重要建造物の指定は、以下に示す指定方針・基準に該当し、地域の景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意見を聴いて指定します。

景観重要建造物の指定方針（法第19条第1項関連）

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

景観重要建造物の指定基準（法第19条第1項関連）

- 1 街なみへの配慮がなされ、優れた景観を創出しているもの
- 2 地域の個性と魅力あふれた新しい都市景観の創造に寄与しているもの
- 3 歴史的な街並み及び自然景観の保全に寄与し、又はそれらと調和を保っているもの
- 4 優れたデザインで地域の景観をリードしているもの
- 5 人への優しさにあふれ、ユニバーサルデザイン に優れているもの
- 6 総合的な計画により魅力的な都市空間が創出されているもの
- 7 上の項目のいずれかに該当するもので、完成後3年を経過し、今後も引き続き管理されることが明らかなもの



第8回受賞 高知県立坂本龍馬記念館



第16回受賞 高知県立牧野植物園牧野富太郎記念館



第15回受賞 はりまや橋商店街木造アーケード

高知市都市美デザイン賞 特賞作品

7.3 景観重要樹木の指定方針・基準

高知市では、昭和49年から今日まで「みどりの保全」や「自然環境の保全」などの取り組みを次のように行っています。今後も景観や自然・環境保護といった、これらの取り組みを進めていきます。

高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例（昭和49年制定）

（目的）

第1条 この条例は、都市生活にとって良好な自然と豊かな緑がきわめて重要であることにかんがみ自然の保護、緑化の推進等のみどりのまちづくりについて基本となる事項を定めるとともに、その施策を総合的に推進することにより、現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（保存樹木等の指定基準）

第19条 条例第21条第1項に規定する保存樹木等の指定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 保存樹木は、健全で、かつ、樹容が美観上すぐれており、次のいずれかに該当すること。
 - ア 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であること。
 - イ 高さが15メートル以上であること。
 - ウ 株立ちした樹木で高さが3メートル以上であること。
 - エ はん登性樹木で枝葉の面積が20平方メートル以上であること。
 - オ 灌木類で樹冠直径が3メートル以上であること。
- (2) 保存樹林は、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上すぐれており、次のいずれかに該当すること。
 - ア その集団の存する土地の面積が300平方メートル以上であること。
 - イ いけがきをなす樹木の集団で、そのいけがきの長さが30メートル以上であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学術上特に貴重なもの、美観風致の維持のため特に保存すべきもの又は推定樹齢100年以上の由緒ある樹木若しくは由緒ある象徴的樹林

（保存樹木等の指定）

第21条 市長は、美観風致又は良好な環境を確保するため、保護すべき樹木又は樹木の集団を保存樹木又は保存樹林として指定することができる。

高知市鏡川清流保全条例（平成元年制定）

（趣旨）

第1条 この条例は、鏡川の清流及び水辺環境を保全し、緑豊かな水辺空間を形成するため、河川管理者の清流保全対策並びに鏡川水系河川環境管理基本計画（以下「環境管理基本計画」という。）と相まって、市長、事業者及び市民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、鏡川清流保全に関する必要な事項を定めるものとする。

（自然環境保全区域）

第9条 条例第15条第1項に規定する自然環境保全区域は、次の各号の一に該当するもののうち、鏡川の自然的社会条件からみて、その区域における優れた自然環境を保全することが特に必要な区域とする。

- (1) 鏡川の水量を確保し、良好な水質を維持するために必要な区域
- (2) 動植物などの生息環境として適合した区域
- (3) 鏡川の自然環境として特性のある区域
- (4) その他鏡川の流水及びこれと一体となつて良好な自然形態を有していると市長が特に認める区域

（自然環境保全区域及び景観形成区域）

第15条 市長は、鏡川の優れた自然環境を保全するため、自然環境保全区域を指定することができる。

- 2 市長は、鏡川の歴史的・文化的・伝統的な特性を生かした個性ある河川景観を形成するため、景観形成区域を指定することができる。

高知市里山保全条例（平成 12 年制定）

（目的）

第 1 条 この条例は、本市の里山の保全について、基本理念を定め、市、土地所有者等、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、里山の保全を効果的に推進するために必要な事項を定めることにより、自然と調和した潤いと安らぎのある安全かつ健康で文化的な都市の形成に寄与することを目的とする。

（里山保全地区の指定）

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する里山を里山保全地区として指定することができる。

- (1) 防災機能を確保するために保全することが必要な里山
- (2) 潤いと安らぎのある都市環境を形成するために保全することが必要な里山
- (3) 健全な生態系を保持するために保全することが必要な里山
- (4) 人と自然の豊かな触れ合いを確保するために保全することが必要な里山
- (5) 歴史及び文化を伝承するために保全することが必要な里山

7.4 景観重要建造物の指定の流れ

候補のリストアップ

- 1. 行政主導によるもの
 - 高知市都市美デザイン賞の受賞作品の内、竣工後 3 年を経過したもの
 - 高知市都市美デザイン賞の受賞作品以外に、景観審議会委員からの提案によるもの
- 2. 市民主導によるもの
 - 建造物の所有者からの提案
 - 景観整備機構からの提案

高知市景観審議会

候補のリストから、景観重要建造物の指定基準に適合するか審査します

建造物所有者の意思確認

高知市景観審議会により指定しようとする建造物の所有者に対する意思確認を行います

景観重要建造物の指定

景観重要建造物の所有者への通知と高知市公報へ告示します

景観重要建造物の標識設置

景観重要建造物の指定後は

景観重要建造物の所有者及び管理者は、良好な景観が損なわれることのないように適切に管理する必要があります。

景観重要建造物を増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を使用とする場合は、高知市長の許可が必要となります。また、許可を受けずにこれらの行為を行った場合には、高知市長が原状回復などの措置を命ずることになります。

